

告 示

埼玉県選管告示第七十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和五年十二月二十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|-----|----------------|----------------------------|
| 病院 | 医療法人社団愛友会 伊奈病院 | 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 九千四百十九番地 |